

、保護者会規約

CRAMERS

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は、桃山クラマーズ保護者会と称する。
- 第2条 (目的) 本保護者会は、桃山クラマーズの活動を支援することを目的とする。保護者のクラブ参加や地域活動にも積極的に協力をする。

第2章 会員

- 第3条 (構成) 本保護者会は、桃山クラマーズに所属する児童の保護者および、桃山クラマーズに賛同する地域の有志を持って構成をする。
- 第4条 (役員)
(任期) 本保護者会の役員はクラブ役員が兼任することとする。
役員任期は1年とする(3月より翌年2月までの1年間活動を行う。)
- | | |
|--------|------------------------|
| 保護者代表 | 1名 |
| クラブ会計 | 1名 |
| 学年代表 | 各学年より各1名(学年の人数により変更あり) |
| 学年副代表 | 各学年より各1名(学年の人数により変更あり) |
| 中地区役員 | 各学年より各1名(学年の人数により変更あり) |
| 学校開放役員 | 各学年より各1名(学年の人数により変更あり) |
| 鍵当番 | 各学年より各2名(学年の人数により変更あり) |

第3章 役割他

- 第5条 (父役割) 大会・練習試合の会場設営および選手の移動を行う。
土・日曜の練習日には積極的に参加しコーチを補佐する。
4年生以上は2～3名サッカー・フットサル4級審判を取得し大会・試合などで審判を行う。
有志により父チームを結成し地域活動などに積極的に参加する。
- 第6条 (母役割) 大会・練習試合の会場設営および選手の移動を行う。
土・日曜の練習日には積極的に参加する。
クラブ用具の保守・点検を行う。
有志により母チームを結成し地域活動などに積極的に参加する。
- 第7条 (改定) 本規約の改定については、保護者会の開催を行い保護者の2/3以上の同意を得なければならない。(欠席者の扱いについては、その議案について既に同意を得たものとする。)

規約施行日	初年	2001年	3月	1日
	改定	2003年	3月	22日
		2005年	3月	19日
		2007年	3月	3日
		2010年	5月	1日